

一人ひとりの権利が尊重される津市を目指して

平成22年度津市人権施策
推進計画
進捗状況評価書



津市人権施策審議会

目 次

1. 平成22年度の人権に関する施策の取組状況について	・・・ P1～P2
2. 総合的な評価・提言	・・・ P3～P4
3. 施策別の評価・提言	・・・ P5～P16
○ 用語解説	・・・ P17
○ 津市人権施策審議会委員名簿	・・・ P18

1. 平成22年度の人権に関する施策の取組状況について

人権が尊重される津市の実現に向けて、津市人権施策基本方針および、津市人権施策推進計画に基づき実施した施策の取組状況は、以下のとおりである。

基本施策

・人権啓発の推進

講演会や街頭啓発、広報紙などを通して広く市民に啓発した。市職員の人権意識向上のため研修会を開催した。県と連携して市内の企業への啓発に取り組んだ。

・人権教育の推進

園児・児童・生徒それぞれの年代に応じ、紙芝居や絵本の読み聞かせ、ゲストティーチャーを招いての出会い学習や体験学習、人権フォーラムや他校との交流などを行い、幅広く人権問題について学び考え討議できる環境づくりに取り組んだ。また、教職員や市民を対象とした研修や講座を開催することで、理解や意識の高揚、解決能力の向上を図った。

・相談・支援体制の充実

スクールカウンセラーを活用した児童生徒の相談、女性弁護士による女性のための相談、在住外国人を対象とした生活オリエンテーション、家庭児童相談員や保育士等による育児相談など、それぞれの部署で相談体制をとった。警察やハローワーク、三重県女性相談所など外部の関係機関との連携を図り、年々多様化する相談等に対応した。

・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

市内の公共施設のバリアフリー^{※1}化や、防護柵の設置など道路整備等に取り組んだ。点字を用いた広報やごみカレンダーの提供、多言語表示の看板への差し替えなどを行った。香良洲地域をユニバーサルデザイン^{※2}（以下、UDという。）のモデル地区として定め、地域住民の意識向上や市民活動に努めた。

・市民活動の組織などとの連携の推進

地域で人権に関する取組を行っている団体に支援を行った。また、団体と協働して啓発活動等を行った。

分野別施策

・同和問題

隣保館を中心に、地域のニーズに合わせた講座や各種相談など、地域住民の生活課題に応じた事業に取り組んだ。地域や各種団体を支援し、他の公的機関とも連携して啓発や事業を行った。

- ・子どもの人権

カウンセラーやスマイルハートサポーターを各学校に配置し、児童生徒の悩みや相談に対応できる環境を整えた。警察、民生委員、N P O等と連携して、児童虐待防止に努めた。子育てを支援するため、ボランティアなど人材の育成や養成講座の充実を図った。休日・夜間の応急診療所を設置したり、医療費助成や一時保育などの支援を行うなど、地域で子育てができるような環境整備を行った。

- ・女性の人権

情報紙やイベント、研修会を通じて、住民・企業・市職員に対する啓発を行った。就業形態や家庭状況に応じて、一時保育や休日保育等の事業を行い、女性の就労を支援した。警察や女性相談所と連携して、セクシュアル・ハラスメント^{※3}やドメスティック・バイオレンス^{※4}（以下、DVという。）被害への対応・防止に努めた。医療費助成や妊娠・出産・育児に関する支援、各種教室等を開催した。

- ・障がい者の人権

学校・園に特別支援教育支援員を配置し、幼児・児童・生徒の支援を進めた。また、教師と児童・生徒がそれぞれ理解・認識を深めることができるよう、研修や学習会、特別支援学校との学校間交流等を行った。障がい者の地域での生活を支援するため、各種団体への支援、医療費や自宅改造費の補助、小規模作業所への補助など、さまざまな施策に取り組んだ。

- ・高齢者の人権

高齢者の要介護状態への進行、引きこもり、孤独を未然に防ぐため、介護予防や医療・生活面での支援を行った。生きがいのある豊かな生活を送れるよう、寿大学や各種講座を開設したり、老人クラブの支援を行った。

- ・外国人の人権

看板や発行物などに多言語を用いた。日本語教室の開催、外国人支援コーディネーター活動や生活オリエンテーションなどの事業を展開し、日本での生活を支援した。学校や地域で異文化交流を進め、相互理解を深める取組を行った。

- ・さまざまな人権課題・その他の人権

休日・夜間の応急診療所を開設し、住民の安全の確保を図った。広報紙などでさまざまな人権課題の啓発を行った。

2. 総合的な評価・提言

施策の進展度評価

年度	かなり進んだ	進んだ	ある程度進んだ	あまり進まなかつた	進まなかつた
21 年度	A	B	C	D	E
22 年度	A	B	C	D	E
23 年度	A	B	C	D	E
24 年度	A	B	C	D	E
25 年度	A	B	C	D	E

基本施策の中での人権啓発の推進に関しては、人権意識の高揚のため、さまざまな取組を継続して行っていくことが重要であるが、新規の取組を考えるなどの創意工夫も必要である。

人権教育の推進に関しては、これまで積み重ねた成果を大切にしつつ、時代の変化に伴って生じるさまざまな人権課題に対応した人権教育を推進していくなければならない。

相談・支援体制の充実に関しては、相談者が安心して相談できるように、相談を受ける担当職員の増員や研修の充実等について、各部署での課題に合わせた対応が必要ではないか。

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に関しては、さまざまな利用者の視点を重視しながら、UDのまちづくりを進める必要がある。企業や事業者にも理解を求めながら、誰もが住みやすいUDのあふれたまちづくりに向けて取り組んでほしいものである。

市民活動の組織などとの連携の推進に関しては、関係団体と連携した取組はある程度なされているが、常に市民団体との協働という意識を持って、各事業に取り組んでほしい。

分野別施策の推進での同和問題に関しては、さまざまな事業を実施していく上で、地域住民との信頼関係は重要であるから、信頼関係をさらに構築し、それぞれの施策に取り組んでほしい。

子どもの人権に関しては、子どもの人権を守るために、学校や園、関係機関等との連携、協力をした取組が必要である。今後も、より一層、連携を密にした取組を行うべきである。

女性の人権に関しては、女性の人権が侵害されているということは、男性の人権が確立していないことを意識し、市民に女性の人権について発信していくこと

で、男性の人権についても見つめ直すような全序的な取組に期待したい。

障がい者の人権に関しては、福祉事業等について、障がい者が自主的に利用できるよう支援する取組を進めるなど、障がい者の人権とは何かということを常に考え、各事業に取り組んでもらいたい。

高齢者的人権に関しては、高齢化率が今後も上昇していく現状を考えたとき、介護予防事業はより重要性を増していくので、体制強化は急務である。また、さまざまな施策において、対象者に高齢者がいることを常に念頭に置き、きめ細やかな配慮をすべきである。

外国人の人権に関しては、各部署の窓口で、外国語で相談や受付ができるることは、外国人が生活していく上で安心につながる。窓口で対応する職員の研修などの対応が必要ではないか。

さまざまな人権課題・その他の人権に関しては、それぞれの施策の中で、啓発等の取組がなされているが、効果的な取組とするために、より一層の創意工夫が必要ではないだろうか。

各分野別施策において、防災に関する課題がそれぞれに挙げられているが、各部署が連携した対策が求められているので、大規模災害に備え、課題解決に向けた横断的な取組を進めてほしい。

さまざまな人権問題が存在する現在、その解決に特効薬は無く、いろいろな人権に関する施策を継続的に粘り強く取り組んでいく必要がある。住民や企業、関係機関等と連携・協力し、各施策の課題に真摯に向き合いながら、人権施策をさらに進めるべきである。これらの人権施策が推進することで、一人ひとりの人権が尊重される津市の実現につながっていくことを期待し、今後の施策を注視していきたい。

3. 施策別の評価・提言

施策の体系：分野別施策 施策分類：人権啓発の推進

評価ランクC（ある程度進んだ）

1 取組の評価

啓発事業としては考えられる限りの手段、即ち小中学生中心の人権ポスター・標語・習字・作文の募集・表彰・展示、一般及び地域別の研修会・講演会そして参加型の講座開催、セミナー・映画祭の開催、人権週間やイベントに合わせたポスター・垂れ幕・キャラバン・グッズ配布などの街頭啓発、広報紙の発行・配布、専門的研究大会や大学講座への職員派遣、企業への訪問啓発、そして大学による研究や講義の実施など多岐多様な事業が、人権課をはじめ福祉・教育・広報・男女共同参画・地域調整室・三重短期大学そして各総合支所において計画にそって確実に実施されていることは全体として評価したい。特に各総合支所において地域的な制約にめげず中学生が主体的に参加する地道な取組が行われ、実施後に掘り下げた反省が行われていることは力強く感じ、評価したい。

さまざまな事業が報告されているが実際は共同事業であったり、研修への職員派遣であったり必ずしもその担当課の主体的事業とは言い難いものもあり、人権週間等に合わせた各種掲示や広報紙の発行にしても定型化していないかどうかは分かりづらい。個々の事業を担当課の報告のみで評価するのではなく、人権啓発の促進として「対象市民の年齢層、地域」、「強調月間・週間事業か継続事業」、「同和問題・子ども・女性・障がい者・高齢者・外国人など種別事業と全般事業」、「市民への啓発と関係職員の教育、専門研究者の養成」などの角度から総合的に考えて整理してみる必要があると思われる。

2 今後の取組についての提言

啓発事業は継続が一番重要だが、その促進のためには絶えざる新規の試みも必要であると思う。企業への訪問啓発活動はぜひ継続拡大していただきたいし、障がい者や外国人との交流による相互理解も大切な人権啓発事業として進めていただきたい。また事業の評価について、慣例的行事や事業参加者が固定化している懸念もあり、予定通り実施できたかどうかでなく担当者の課題・問題点の的確な把握など今後の向上につながる意識の有無に重点を置いた評価基準を定めてはどうだろうか。

施策の体系：基本施策 施策分類：人権教育の推進

評価ランク：B（進んだ）

1 取組の評価

これまでも、教育委員会、総合支所、健康福祉部など関係部局が協力して事業を進め、保育園児・幼稚園児、児童生徒、地域住民など、子どもから高齢者まで幅広く学習会や講座、講演会、セミナー、交流会など人権教育の推進のためのさまざまな事業が継続して行われている。

その中で、幼稚園・小学校・中学校で行われたゲストティーチャーとの「出会い学習」は、人権を身近な問題として捉える良い取組だといえる。充実に向けてさらなる創意工夫に期待したい。

また、「津市子ども人権フォーラム」の「中学校区子ども人権フォーラム」への移行は、課題となっていた児童生徒の移送方法や事務作業の時間の確保などの解決にとどまらず、より地域の実情に応じた身近なフォーラムとなるよう期待したい。

人権学習の内容を豊かなものにしていくために、教職員の実践力向上を図ることを目的とした事業などが行われているが、この事業で得たスキルや手法、工夫を実際の授業で生かされることを望む。

地域住民の学習や活動の場である公民館は、災害時の避難場所でもある。高齢者や障がい者をはじめ、すべての人が安心安全に利用できる施設であることが望まれる。

ほとんどの事業が課題や問題点を把握し、解決に向けて検討や改善策の必要性を述べており、今後に期待できる。

2 今後の取組についての提言

毎年行っている事業は「継続とは力なり」の諺ことわざにもあるように、成果を上げていることと思うが、時代の変化とともに取り扱うべき新たな人権課題も生まれている。これまでの積み重ねを大切にしつつ、時代や人々のニーズに対応し、さらなる創意工夫を重ねた人権教育の推進に期待する。

これから時代、人材は地域の財産である。そのための育成は欠かせない。地域で活躍できる人材育成を目的とした講座など、ある程度回数を重ねる必要のある講座は、講座終了後に受講生が活動できる場を示したり、受講生同士の交流の場を設けることにより、受講後の未来像が描きやすくなり、受講意欲も持てるのではないか。

人権教育の推進はあらゆる場面で大変重要であり、さらなる取組を望む。

施策の体系：基本施策 施策分類：相談・支援体制の充実

評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

相談事業の内容は、育児・教育、青少年の非行問題、DV・児童虐待、勤労者のメンタルヘルス、インターネットや携帯電話の掲示サイト、外国人住民からの生活相談、住民の近隣関係における苦情申立など多岐にわたり、しかも社会の動向・情勢の変化に伴い複雑化している。そのための相談支援や相談員の研修が、必要に応じて互いに関係機関とも連携を図りながら取り組まれていることが各課からの報告により読み取れる。

各課からの報告を見ると、人的、時間的増加や専門職員のさらなる配置が必要であることが喫緊の課題として良く分かる。

児童虐待防止ネットワークが「対応」から「子育て支援による未然防止」に比重をおくようになってきたことはとても評価できる。

保育所における育児相談は、身近で相談者も入りしやすく良い取組である。しかし、業務が多く時間がない中での取組で職員の苦勞が思われる。その他の相談事業でもいえることであるが、相談にじっくり関わる環境整備が必要である。相談・支援体制を充実させ、さらに改善し次年度に反映させるためには、課題・問題点の把握・確認は欠かせない。

2 今後の取組についての提言

相談・支援体制の充実は、気楽に安心して相談できる環境と体制づくりに合わせ、啓発を始めとして問題を未然に防止するための施策が必要である。各部局は問題を早期に捉え、関係機関と連携を取り、啓発や研修など適切な未然防止策を図られたい。

多岐にわたる相談に充分時間をかけ誠意ある対応ができるように、担当職員やカウンセラーなどの専門職員の増員など職場環境の改善が必要である。

また、相談員の資質向上のための研修は、社会情勢、経済の変化などを見極め、一度だけではなく必要に応じて回数を重ねるなど適切に行うべきである。「研修に時間を取りられている暇はない」という声も聞かれるが、研修を充実させることが問題解決の近道とも言える。

人権は市民にとって保障される生活の基盤である。市職員はどの部署であれ人権意識を持ち対応することが求められている。職員人権研修には、ぜひすべての職員が参加できるように努められたい。

課題・問題については、その解決に向けて一層の努力に期待したい。

施策の体系：基本施策	施策分類：ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
評価ランク：C（ある程度進んだ）	

1 取組の評価

年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能なUDのまちづくりの推進に向けてさまざまな取組が行われている。通学路をはじめ道路整備に関してはカーブミラーや防護柵等交通安全施設の整備、道路側溝の蓋掛けなどが進められているが、まだまだ未整備な道路が見受けられる。各公園施設整備に関しては、本城山青少年公園は園路の整備などが行われバリアフリー化が進んだが、未整備の公園も多く見られ利用しづらい。だれもが利用しやすい公園として、遊歩道のバリアフリー化や、スロープ、多機能トイレ、分かりやすい案内表示の設置など整備が望まれる。津なぎさまちの旅客ターミナルは概ねUD化されていて評価できる。学校や社会教育施設整備は充分とは言い難い。エレベーターの設置等も含め、災害時の避難所となることも考え合わせると早急な取組が必要である。市立小中学校の体育施設は、地域住民がスポーツのできる身近な場として開放され、多くの人々に利用されている。

意識啓発に関する事業は、市内小中学校、自治会への講座や発表会、市職員を対象としての研修が行われている。職員研修に関しては、目標値である100%の受講率達成に向けて努力するとともに、率先してUDに取り組める職員の育成を望む。

不特定多数が利用する建築物は、バリアフリー化はされているもののスロープを使うと遠回りになってしまったり、非常に分かりにくい場所にエレベーターが設置されていたりして、UDとは言い難いものも多く見受けられる。特に面積規模の小さな建築物については、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく整備基準を満たしていないものが多い。市のホームページは見やすく利用しやすいようにさまざまな工夫が見られる。今後もニーズに応じて工夫改善を期待する。

2 今後の取組についての提言

UDのまちづくりについては、そこに関わる人々の声やニーズを活かしながら進めることが大切である。アンケートや聞き取りなどを行い、さまざまな利用者の視点を重視しながら進められたい。

UDの考え方は、ものづくりやサービスにも配慮されるべきであり、まちの中に「ユニバーサルデザインがあふれたまち」は、誰もが住みやすいまちである。企業や事業者にも理解を求めていく必要がある。

施策の体系：基本施策 施策分類：市民活動の組織などとの連携の推進
評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

平成 21 年度に引き続き、地域に密着したさまざまな市民活動組織や団体と連携した取組がなされており、ある程度評価できる。

特に隣保館、教育集会所、学校、地域の諸団体、人権ネットワーク等の団体と連携した取組は、実績をあげている。

また、生涯学習情報バンク、生涯学習支援ボランティア登録制度については活用しやすい内容に変え、人材育成に努めている。

男女共同参画意識の啓発に関しても、情報紙を利用して、情報を提供するなど工夫が見られ、情報提供の拡大を期待したい。

しかし、種々の啓発研修に参加する人は限られており、より広く一般住民の参加を求める取組の工夫が今後必要である。

2 今後の取組についての提言

関係団体との連携はある程度なされてきているが、市民活動を行っている組織のさらなる把握に努めるとともに、市民活動組織への適切な情報提供、それぞれの組織が特色を生かした取組ができるような支援体制の構築など、市としてのコーディネート能力を発揮するような施策を講じてほしい。

常に市民の視点で考え、地域に根ざした活動を大切にしながら、さらに市全体の活動へと高めていくような取組を進めてほしい。

平成 21 年度の提言にもあったように、市民団体との協働という意識で今後も事業を継続していただきたい。

施策の体系：分野別施策 施策分類：同和問題

評価ランク：D（あまり進まなかった）

1 取組の評価

各担当課で取り組まれている報告では職員の努力は理解できるが、同和問題が今日においても重視されなければならないことがはっきりしない。したがって事業は普遍的な人権教育の範疇にとどまっているのではないか。同和問題として取り上げるのであれば「普遍的人権教育」に埋まってしまってはならない重要な課題があることも見落としてはならない。同和問題は人間としての尊厳を確認して生きていくための基本に関わる問題であって、人権教育の根本精神である。人生には自己の意思に関係なく人間性が歪められるという状況があることを知るのも、生き方の指針になる。

时限立法としての同和対策事業法は延長と改称を重ねて失効したが、それで同和問題が解決したのではない。その要因は何か。その点を深慮した事業と、外から見える改善対策だけではなく、教育的視野を入れて同和問題が発展的解決を得ることのできる施策計画と取り扱いの実践が報告されることを期待する。

2 今後の取組についての提言

「差別する、差別される」を挙げるとき、差別したことへの非難や指導は見える行動として比較的安易に処理されていく。しかし、被差別の場合は非難も指導も単純、率直にはいかない場合があり、そこに一つの問題点がある。人権の基盤に同和問題が置かれているのは、人間としての誇りを持って社会参加をしていくという展望があることを押さえたい。

人間を信頼するということは心を繋ぐことである。繋がった中で、生活のあり方、施設の利用、見学、講演会などの事業を実施していくば、そこから学ぶ姿勢が作られていく。人を育てることは至難である。だからこそ、人権施策の分野に同和問題があるということならば意義深い。

施策の体系：分野別施策 施策分類：子どもの人権

評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

各部署での取組み方に多少の違いはあるものの、どの事業についても一定の評価ができる。

子育て支援事業は、子育て相談、親子のふれあい、交流の場の提供、未就園児親子登園等、きめ細かく取り組んでいる。

また、中学生の職場体験学習は、将来を見つめる上で、よい経験となっている。

子どもの権利条例づくり推進市民委員会が設立され、条例制定に向けた取組が少しずつ進んできているので、今後に期待がもてる。

あそびの広場事業も活発に実施され、成果をあげている。

その反面、施設の老朽化が進んでいること、スクールカウンセラー、スマイルハートセンターが全小中学校に配置されていないこと、支援ボランティア、青少年指導員の不足等が問題点としてあげられる。

2 今後の取組についての提言

中学生の職場体験学習は、将来を見つめる上でよい経験となるので、今後もぜひ続けてもらいたい。また、その体験をどう活かしていくかが課題になると思う。

ストレスの多い現代社会では、スクールカウンセラーの必要度は増してきている。そこで全小中学校に配置できるよう取組を進めていってほしい。

共働き家庭が増える中で、放課後児童クラブなどは、ますます必要になってくる。老朽化が進んでいる施設は、早急に耐震化や改築の必要がある。

子育て支援ショートステイ利用事業は、今後必須の事業なので、積極的に活用を進めてほしい。

子どもの人権を守るための取組には、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校・特別支援学校・各関係機関等との連携、協力が不可欠である。また、地域において、子どもの人権の取組は欠かせない。今後もしっかりと連携した取組を進めていただきたい。

施策の体系：分野別施策 施策分類：女性の人権
評価ランク：B（進んだ）

1 取組の評価

昨年の課題を解決すべく取組を進めた事業も見受けられ、評価したい。審議会への女性の登用促進においても 27.2% とある程度向上している。後退することなく、どの審議会も 30% 以上が当然となる状況をめざし、取り組みを強めてほしい。また女性委員が存在しない審議会をなくす取組も各関係部局全体で意識を持ち進めるべきである。女性や子どもに対する暴力防止セミナーが男性参加者も得て開催されたことは評価したい。一方、教育委員会において男女共同参画をテーマの中心に据えた研修は行えなかつたとあるが、セクシュアル・ハラスメント、DV、男女共同参画意識の向上を総体として捉えることができない面があるのではないだろうか。セクシュアル・ハラスメントも DV も背景には男女共同参画意識の欠如（たとえば、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識、男が主で女が従といった考え方など）がある。同じ教育委員会で開催したセクシュアル・ハラスメント研修会を実施する上で男女共同参画の内容も必然的に盛り込まれるものであると思われる。企業への啓発事業として人権課、男女共同参画室が連携して市内企業 21 社への啓発を行ったことは評価できることであり、この連携を出発点として多くの部局が連携した事業展開を行っていただきたい。

2 今後の取組についての提言

市民主体の男女共同参画フォーラム開催にみられるように、地域物産出店を通して新たな市民層の参加を広げ、意識啓発を行ったことは大切なことである。実行委員のエンパワーメントがはかれたことなど開催を通しての人々のつながり、男女共同参画意識の定着や広がりに期待したい。

行動で促進することとともに、じっくり読み、意見を持つことも重要である。常に市民に女性の人権について問い合わせ、発信し、そのことを通して男性の人権についても併せて見つめ直してみたい。女性の人権が侵害されているということは男性の人権基盤も脆弱であるということである。

そのためには「広報津」への特集記事の企画、情報紙「つばさ」の配布拡大、関係図書の紹介や映画上映などが考えられる。男女共同参画室が中心となりつつも、人権課との連携をはじめ関係各部局及び教育委員会が手を携え全庁で取り組む体制をつくってほしい。

施策の体系：分野別施策 施策分類：障がい者の人権

評価ランクC（ある程度進んだ）

1 取組の評価

障がい者の人権施策としてさまざまな事業が掲げられているが、その内容としては「法律等による費用の助成や補助」、「視覚障がい者への点字広報」、「団体やイベント支援」、「奉仕者の研修や養成」、「施設・作業所・集団保育支援」であり、いわば障がい者への社会福祉事業がすべて人権事業であると思われているように見える。たしかに障がいのある人々が同じ市民として権利を行使できるように必要な補助や支援を行う根本には人権意識が存在するが、弱者に対する補助支援を行えば障がい者の人権施策が充分であるわけではないと思う。

障がいに対する必要な支援は受けつつも人間としての尊厳をもって生きられるように、そして自己申請方式の各種福祉事業を自主的に活用できるように、障がい者の意識や能力を支援する事業がより充実されることが望まれる。実績は少ないよう見えるが保健師・栄養士等の訪問指導、企業訪問による人権啓発などはより強化していただきたい。また、中学校などのボランティア活動に障がい者施設との交流など、障がい者との相互理解推進に役立つ計画を望む。

2 今後の取組についての提言

障がい者の人権尊重については、「本人が現実を直視しつつ自立心をもつこと」、「障がい者も同じ市民として生きる権利があることを認識すること」、「障がい者の問題は、見えるから対応しやすい」というふうに考えられていることから対策が部分的になっているが、老齢化に伴って健康な人も「障がい者」になっていくのが現状である。「災害時の耳の不自由な方への対策は難しい事だが考慮しなければならない」等の観点も必要である。

現実の施策として企画・実行するには課題が多く困難とは思うが、常に「障がい者の人権とは何か」を念頭に置き、関係施策事業を包括して考えるように期待する。

その意味で障がい者が自立心を抱けるように選択肢を多く提供する施策、自己申請の機会を活用できるように支援する施策が増えることを望む。

施策の体系：分野別施策 施策分類：高齢者の人権

評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

高齢者の要介護への進行を予防する施策、いわゆる「寝たきり老人」にならないための事業、在宅福祉を支える各種事業、高齢者の健康維持・増進のための各種事業、その他の諸施策については、当該事業所において限られた人員、予算内において地道な施策が実施され、それなりの成果が認められるが、相変わらず利用者の数が少ない。高齢者の健康維持、増進のためにも有意義な事業であり、利用者が増加するよう検討を望む。

介護予防事業として、介護保険サービス基盤整備事業、介護保険事業、地域支援事業等については、高齢化率が平成25年には25.2%となり、4人に1人が高齢者となる現状に鑑み^{かんみ}、速やかにこれに対応できる体制の強化を図る必要があると考える。在宅福祉事業の中で、配食サービス事業については、高齢者の孤独化が社会問題となっている中で、利用者の安否確認、健康維持にも繋がるサービス事業であり大変有意義な制度である。今後もさらなる事業の拡大と継続を望む。緊急通報装置事業については、高齢者の生命に係わるものであり、特に全ての独居高齢者宅に設置されることを望む。

2 今後の取組についての提言

情報があふれている現代。しかし、その一方で情報弱者である高齢者に必要かつ的確な情報が届いていない現状がある。また、届いた情報を理解することが難しく、活用されずにそのまま放置されていることも少なくない。独居の高齢者、老老介護に追われている人、家に閉じこもりがちな高齢者などは、身の回りにあるさまざまな情報、例えば地域の医療や福祉などの制度やサービス、催し物の情報、振り込め詐欺、悪徳商法などの防犯情報、防災・交通情報などの発信を期待している。

また、施策を企画、実施するに当たっては、常に対象が高齢者であることを念頭に置き実施時期・手段・方法等について大きな負担や無理はないかという配慮が必要である。こうしたきめ細かい配慮は、行政の温かい血の通った施策となりそれは自然と高齢者との間に良好な関係が生まれる。この信頼関係こそ、最も大切な人権尊重の基盤となるのではないかと思われる。

施策の体系：分野別施策 施策分類：外国人の人権

評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

2011年12月31日現在の県内の外国人登録者数は、46,817人、津市においては8,281人（人口比率2.94%）、県内全体からみると17.7%の構成比であり、第3位となっている。一方、市内小中学校の日本語指導が必要な外国につながりを持つ子どもは、15言語、300人を超える状況であり、だれにとっても住みやすい町、教育面ではすべての学校における学習環境の整備が求められている。

そのような中、教育面においては、はじめてのタガログ語巡回相談員派遣、進路保障のための高校進学ガイダンスの充実発展、教科学習の理解をめざす取組などが評価できる。さらにどの学校においても、日本語を母語^{*5}としない子どもの受け入れ、初期日本語指導、教科学習につながる日本語指導、教科学習の充実等各ステージでの指導体制の構築が求められる。

2 今後の取組についての提言

「津市に住んで良かった」、「保健医療窓口や外国人登録窓口は、はじめて越してきても安心でき、親切な対応でよくわかった」、「母子保健に関する情報も適切に届き安心して子育てができた」等々。そのような津市にしていく必要がある。外国人にとって、母語で、くらしに必要な正確な情報を得たり、わからないことを気軽に相談できることは何よりも安心である。そのため窓口対応者は母語のみならず日本語能力の向上に努めたり、医療、子育て、法律等の専門知識を得たりすることが求められる。各担当部署ではそのような研修機会を保障し、正確に、ていねいに応対できるよう、窓口サービスの向上に努めるべきである。同じように日本語講座にしても学習支援者の研修機会の確保は大切である。

外国人住民のための住みよいまちづくりはまだ緒に就いたばかりであり、自分の立場におきかえてどのような施策が必要かを考え、実行に移すべきである。外国人住民にとって、まだまだことばの壁、心の壁、制度の壁は厳然として立ちはだかっている。さまざまな事由で日本に来られた在日外国人（多くは韓国朝鮮の人々）にとっては今よりはるかに厳しい壁があったことを忘れてはならない。厳しく長い取組を続けてこられた在日の人々に学び、国境を越えたより住みよいまちづくりをともにめざすとともに、多くの文化に学びそれぞれが自国の文化を大切にできる環境を整えていかなければならない。

施策の体系：分野別施策 施策分類：さまざまな人権課題・その他の人権
評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

さまざまな人権課題についての人権啓発推進事業に関し、啓発活動を、さまざまな視点、切り口、分野で考えることはとても大切であるので、今後も継続してほしい。

競艇場で人権啓発をすることは、具体的には難しいと思われる。北朝鮮人権侵害問題啓発週間について公安委員会からの依頼があり、場内の大型映像装置を使って啓発したことは評価できる。

2 今後の取組についての提言

啓発といえば貼る・観るという固定概念が拭いきれない。しかし、それでも貸し場にすることをきっかけにして、啓発教材を独自発想で作り出すことに発展させることもできるのではないか。あの大型映像装置を使わないのでおくことはもったいない。

生活保護について、生活格差は多面的に生じて、人権侵害は水面下でも生じていることに視点を置いてもらいたい。この実態は一部局だけが「担当する」だけではなく各部局連携の必要がある。

喫煙・飲酒・薬物乱用防止等取組に、自治会・P T Aなどの集まりを利用する必要ではないか。また乱用生活から再起しようとしている人を支援する団体との話し合いも意義があると思う。ただし、いずれにしても青少年を取り巻く大人達の危機感に訴えて協力を得ることが望ましい。青少年への直接の語りかけは慎重にしてほしい。

用語解説

※1 バリアフリー

障壁がないこと。とくに高齢者や障がい者の日常生活を送る上で、存在するさまざまな障壁をなくしていくことをいう。一般的に都市施設における段差などの「物理的な障壁」の排除をさすことが多いが、それ以外に資格取得や就学、就職などにおける「制度的な障壁」、コミュニケーションなどでの「文化・情報面での障壁」、住民の無理解による「意識上の障壁」などをなくしていくこと。

※2 ユニバーサルデザイン（略称 UD）

文化・言語の違い、老若男女、障害・能力の有無などを問わず、全ての人にとって利用しやすいようにあらかじめ考慮された施設・製品・情報等のデザインをいう。

※3 セクシュアル・ハラスメント

性的ないやがらせのこと。相手の意に反した性的な言動をし、それに対する対応によって、相手に不利益を与えたり、生活環境を害したりすることをいう。平成11（1999）年に施行された「改正男女雇用機会均等法」において、雇用管理上の配慮が義務付けられている。

※4 ドメスティック・バイオレンス（略称 DV）

配偶者や親密な関係にある（または親密な関係にあった）者に対して、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力や、無視する、怒鳴る、脅すなどの精神的暴力がある。

※5 母語

人が生まれて最初に習い覚えた言語

津市人権施策審議会委員名簿

平成24年2月6日評価時現在

氏名	所属団体・職名
あさお ゆきこ 浅生 幸子（副会長）	公募委員
うえむら ちえこ 植村 知恵子	三重県国際交流財団国際教育課長
うの やすし 宇野 泰司	連合三重津地域協議会事務局長
おおたに とおる 大谷 徹	反差別・人権研究所みえ事務局長
おかもと ゆうじ 岡本 祐次（会長）	元津市立三重短期大学長
かわい まさみ 川井 正美	津市老人クラブ連合会副会長
かわぐち せつこ 川口 節子	フレンテみえ企画・運営サポーター
さいとう みえこ 齋藤 美恵子	津市身障者福祉連合会会長
さかの まさる 阪野 優	公募委員
しのはら としひこ 篠原 敏彦	津地方法務局人権擁護課長
すがの てるよ 菅野 照代	公募委員
たかつる 高鶴 かほる	津市手をつなぐ親の会連合会会長
たなべ まきこ 田部 眞樹子	津子どもNPOセンター理事長
なかつ たきお 中津 多喜郎	公募委員
ながとも まさてる 長友 薫輝	三重短期大学生活科学科准教授
にしかわ みほ 西川 美穂	三重県隣保館連絡協議会事務局員
はん くう 韓 久	在日本大韓国民団三重県地方本部事務局長
ほりかわ きよし 堀川 清	前三重県児童養護施設協議会会長
やまこし ゆきこ 山腰 由紀子	津人権擁護委員協議会津地区委員会会長
わかみなみ まもる 若浪 常	津市民生委員児童委員連合会監事

(五十音順)